

N O G A T A

概要版

第3次

直方市環境基本計画

みんなで行動し
未来につなぐしぜんのまち
のがた



直方市

発行／令和6年3月
上下水道・環境部 環境政策課
〒822-8501 福岡県直方市殿町 7-1
TEL／0949-25-2123
E-mail／n-kankyo@city.nogata.lg.jp

直方市
2024年3月

1. 計画策定の趣旨

本市は、2004(平成16)年3月に「直方市環境基本計画(直方の環境まちづくり計画)」、2014(平成26)年3月に第2次直方市環境基本計画を策定しました。現行の第2次計画の計画期間が2023(令和5)年度で終了するにあたり、地球規模で深刻化している気候変動問題に市民や事業者、行政が一体的に取り組むため、地球温暖化対策実行計画(区域施策編)を含んだ、新たな第3次直方市環境基本計画(以下、「第3次計画」とします。)を策定します。

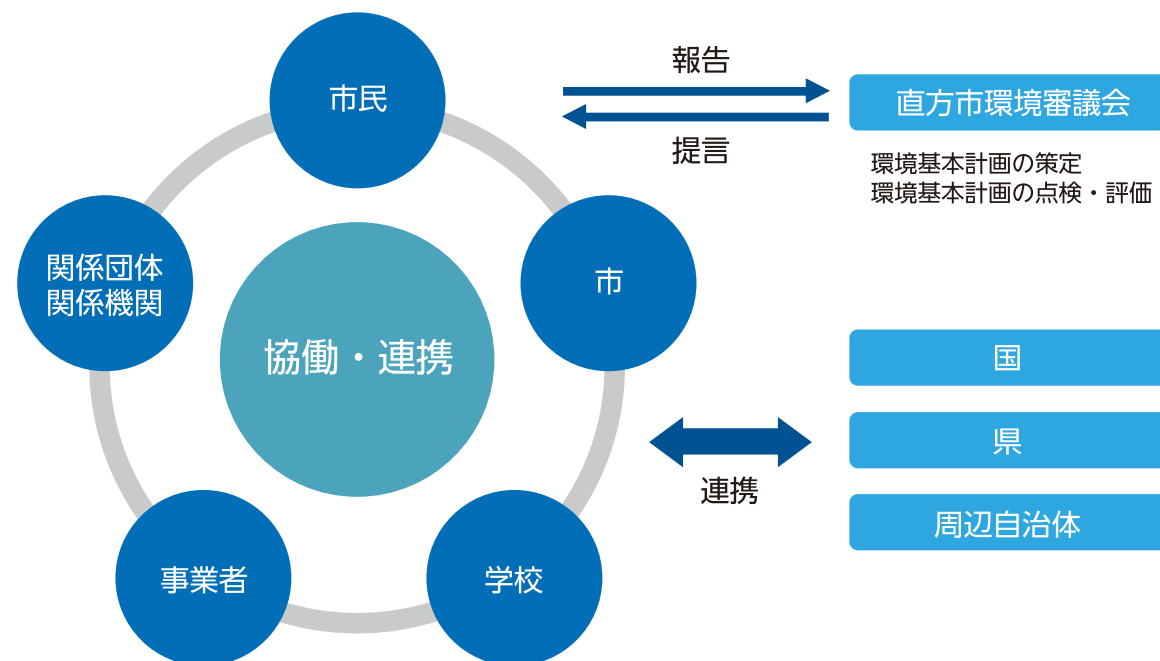
2. 計画の期間

第3次計画の期間は、2024(令和6)年度を初年度とし、2033(令和15)年度を目標年度とする10年間です。2024(令和6)年度には現行の第2次環境保全行動計画(後期)を見直し、2025(令和7)年度を初年度とする、「第3次環境保全行動計画」(以下、「行動計画」とします。)を策定し、それに基づいた施策を実施します。

3. 推進体制

第3次計画の取組みを着実に実行し目標を達成するため、市民、事業者、行政が協働した推進体制で施策に取り組めます。また、施策の推進にあたり、近隣市町との連携が必要とされた場合には、連絡調整を行い取組みを進めるとともに、さらに広域的な取組みの場合は、国や福岡県と連携して取組みを進めていきます。

推進体制



4. 基本理念

本市、あるいは地球全体をとりまく環境の変化は著しく、地球温暖化対策など急務の課題も多くあります。環境問題はその地域で暮らし、活動する一人ひとりが、将来を考えて行動することが非常に重要になります。市民・事業者・行政が一丸となって環境保全に取り組んでいくため、「みんなで行動し未来につなぐしぜんのまちのおがた」を基本理念とします。

5. 環境目標

本市の基本理念を実現するために以下の環境目標を設定します。

① 命の営みの基盤 ～自然環境

本市は、遠賀川や彦山川、犬鳴川などの水辺の空間や、福智山麓の山々や六ヶ岳などに囲まれた自然豊かな地域です。これらの豊かな自然を保全・再生することで、心豊かに自然と共生するまちを目指します。

② 健康で快適な生活の基盤 ～生活環境

市民が健やかに安心して暮らしていくためには、水や大気、土壌などの環境を良好に保つことが重要です。また、市街地や河川敷などの環境美化を進め、快適な生活環境の維持を図ります。

③ 持続可能な社会の基盤 ～地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

地球温暖化による気候変動問題は、世界規模で解決する急務の課題となっています。真夏の猛暑日の増加、集中豪雨など私たちの暮らしも影響を受けています。日々の社会・経済活動は、地球温暖化の要因となる温室効果ガスの排出と深く関わっていることから、市民、事業者、行政が一丸となって脱炭素社会に向けて取り組んでいきます。

④ 自律・協働・つながりの基盤

環境問題は社会・経済活動と密接に関連し、様々な要素がからみあって複雑化しています。環境問題の解決のためには、私たち一人ひとりが環境に関心を持ち、自分のこととしてできることから着実に取り組む姿勢が求められます。そのような環境意識を醸成していくために、環境教育や学習の機会を増やし、世代や主体に関わりなく気軽に自由に活動できる地域づくりを進めます。

6. 環境基本施策

本市では、環境目標の達成に向けて、次のような取組みを実施します。

環境目標Ⅰ 命の営みの基盤 ～自然環境

1. 自然環境の保全

① 森林の維持・保全

豊かな森林は二酸化炭素の吸収・貯留機能や降った雨を蓄える水源涵養機能などがあります。適切な時期に伐採、植林、下刈や間伐などを行うことで、健全な森林を育て、これらの機能を高めていきます。

また、人と自然とが相互に関わることによって形成されてきた自然環境である里地里山は、生物多様性や景観や文化の基盤として重要な役割を果たしています。本市では、保存団体などとともに里山の保全活動を行ってきましたが、メンバーの高齢化などの課題を抱えています。取組みの体制についても議論を進めながら里山の保全を進めます。

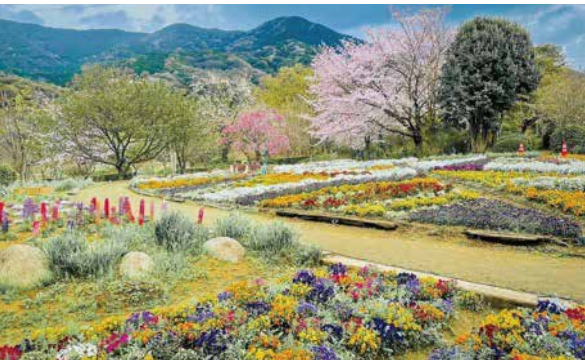
② 生物多様性、生態系の保全

生物多様性の維持は、私たち人間を含めた生物が存続するための重要な基盤となっています。生物多様性や生態系の保全は、ワンヘルス の考え方にもあるとおり、将来にわたる私たちの暮らしの基盤を守ることにつながります。本市の市域に生息する在来種や希少野生動植物について、関係機関と連携した調査・情報収集を行います。また、それらの情報を発信することで、生物多様性・生態系の保護・保全に対する意識を高めていきます。

外来生物の拡大は生態系に影響を及ぼします。外来生物対策の 3 原則は、「入れない」「捨てない」「広げない」です。これらを徹底するため外来生物に対する正しい情報を発信していきます。

③ 自然とふれあえる場の創出・確保

現在整備されている自然とふれあえる場所の維持・保全に努めるとともに、これらの場所を自然に関する学習の場として積極的に活用していきます。



環境目標Ⅱ 健康で快適な生活の基盤 ～生活環境

1. 水環境の保全

① 水質改善対策の促進

さらなる水質向上にむけて、河川の汚濁負荷に大きな比重を占める家庭からの雑排水の処理率を高めます。引き続き、流域関連公共下水道事業、合併処理浄化槽設置整備事業などを進めます。

② 河川環境の維持・保全

本市では、団体や市民の協力により水辺などの美化活動が行われています。「美化活動に参加する人が増えている」「以前に比べて、ごみのポイ捨ては減ってきた」との声もありますが、大雨後の上流から流れてきたごみの散乱などもあるため、市民が楽しみながら参加できるようなイベントなども取り入れながら、引き続き、活動の推進により環境美化を図ります。

2. 良好な生活環境の維持・保全

① 騒音・振動の低減、大気・土壌の保全など公害対策の徹底

騒音・振動の低減、大気・土壌の保全に関しては、関係機関と連携しながら各法律に基づいて指定された地域で規制基準が遵守されているか監視と指導を行います。

② 環境負荷低減に関する啓発

苦情の要因は野焼きによるものが多くなっていますが、その他の苦情についても、制度に関する知識不足や環境負荷低減への意識の低さなどが要因で発生することがあります。そのため、制度や環境負荷低減に関する理解を促進するための啓発を行います。

3. 快適きれいなまちづくりの推進

① 市内美化・緑化活動の推進

快適な生活を送るためには、まちの美しい景観をつくっていくことが重要です。河川敷の清掃活動では市民やボランティア団体に加え、多くの事業者にも参加してもらうなど取組みが広がっていますが、今後も活動を進めていきます。

② 関係機関と連携したパトロールの強化

不法投棄は、景観や水質・土壌など生活環境の悪化につながります。そのため、発生の多い箇所への啓発の看板設置などにより、不法投棄をしにくい環境づくりを進めます。また、市民から情報提供を求めるとともに、見回り、監視、指導を強化していきます。

地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、本市域の自然的社会的条件に応じて、温室効果が計画期間に達成すべき目標を設定し、再生可能エネルギーの導入、省エネルギーの促進、緑化

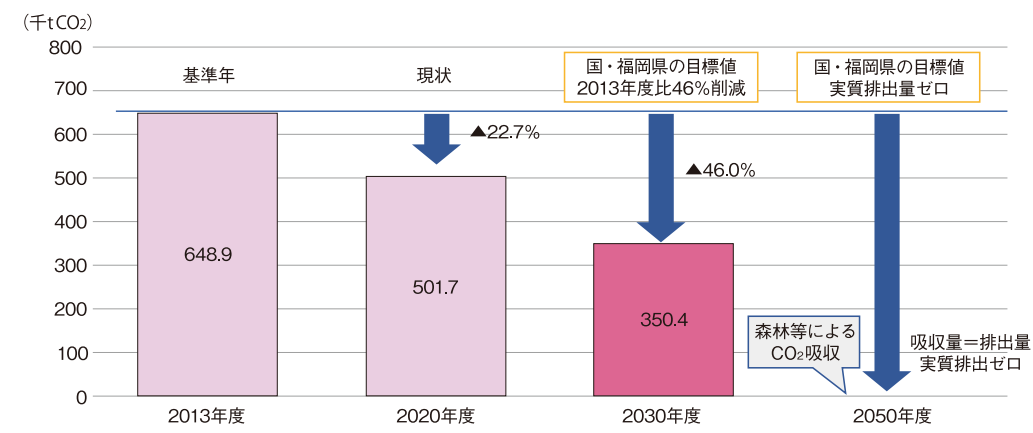
スの排出量削減等を推進するための総合的な計画です。推進、廃棄物等の発生抑制など、循環型社会形成等の分野での取組みを定めます。

1. 温室効果ガス削減量の目標値設定

本市では国や県の目標設定を踏まえ、2030年度における中期目標値、2050年度における長期目標値を以下のように設定します。

2030年度 中期目標	2030年度における本市の温室効果ガス排出量を基準年度（2013（平成25）年度）から 46％削減 します。
2050年度 長期目標	2050年度に本市の温室効果ガスの 排出実質ゼロ を目指します。

■ 本市における温室効果ガス排出削減目標



■ 本市における部門別温室効果ガス排出削減イメージ

部 門	2013年度	2020年度		2030年度	
	排出量 (千tCO ₂)	排出量 (千tCO ₂)	2013年度比 (%)	排出量 (千tCO ₂)	2013年度比 (%)
二酸化炭素	648.9	501.7	22.7	350.4	46.0
エネルギー起源	641.0	494.0	22.9	345.0	46.2
家庭部門	89.1	52.7	40.9	36.8	58.7
業務部門	105.6	65.6	37.9	45.8	56.6
産業部門	336.4	284.0	15.6	198.3	41.0
運輸部門	109.8	91.8	16.4	64.1	41.6
非エネルギー起源	7.9	7.7	2.7	5.4	32.0
一般廃棄物	7.9	7.7	2.7	5.4	32.0
合 計	648.9	501.7	22.7	350.4	46.0

2. カーボンニュートラルに向けた取組み

1. 市民・行政の省エネ活動・再エネ導入促進

① 住宅や公共施設における省エネ設備、再生可能エネルギーの導入促進

本市では、戸建て住宅の割合が高いため、省エネ住宅への改修や太陽光発電システムの導入促進を図ります。市としては公共施設での太陽光発電の導入、公用車の更新に合わせた電気自動車の導入などを実施します。

② 生活における省エネルギー活動の促進

CO₂などの温室効果ガス排出量削減のため「賢い選択」を様々な場面で実施する、国民運動「COOL CHOICE」を推進します。市民一人ひとりの賢い選択を重ねることで、排出量の削減につながります。生活の場面に合わせてどのような選択をすればよいのか、様々な情報を集約してわかりやすく市民に発信するとともに、賢い購買行動にもつながるような支援策を講じることで市民の取組みを促進します。

2. 企業のカーボンニュートラル促進

① 情報発信の強化

市内企業がカーボンニュートラルの取組みを行わない理由が「理解・情報不足」であることから、まずは省エネ関連等の情報を発信することで取組みを促します。また、先進的な取組み事例の情報を発信することで、企業にとって参考となる情報の共有を図ります。

② 企業のCO₂排出削減に関する支援

設備投資に係る支援については国や県など関係機関の支援を紹介しながら、市としても連携して支援を行うことで設備導入を促進します。また、単なる設備投資のみではなく、企業全体として脱炭素に向けた取組みを総合的に実施していくような場合についての支援も検討していきます。

③ 専門家派遣による省エネの促進

市では、関係機関と連携しながら、現状把握を促進するための支援や省エネルギーなど脱炭素に関する専門家を活用することで企業のマンパワー不足を緩和するための支援を行っていきます。

3. 循環型社会のさらなる推進

① 4R（リフューズ、リデュース、リユース、リサイクル）の推進

本市では、2022（令和4）年より自治公民館による常設資源回収場所を設置し、再生可能な資源の回収を行っています。今後も順次設置場所を増やし、できるだけ多くの市民が利用できる環境を整えます。

また、広報誌や SNS など様々な媒体を活用し、資源回収に関する情報の発信を多面的に行います。また、30・10 運動の推進など食品ロスを減らすための取組みも行います。

カーボンニュートラルに向けて各プレイヤーができること

2050 年までの二酸化炭素実質排出量ゼロに向けて、市民、事業者、行政それぞれこのような取組みを各プレイヤーが少しずつ実現していくことで、小さな力が

それぞれの立場で取り組めることを以下にまとめました。
集まり大きな力となって市全体での取組みへと発展していくことが期待できます。

市民ができること

エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 照明の LED 化など省エネ家電の購入

CO₂ 排出量の少ない交通手段の利用

- スマートムーブ（徒歩、自転車や公共交通機関等自家用自動車以外の手段）の選択
- エコドライブ（燃費の把握、急発進の回避、一定速度の維持など）
- 電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）の購入

住宅の省エネ・再エネ化

- 太陽光パネルの設置
- 窓や壁などの断熱リフォーム
- ZEH 住宅の導入

ZEH：住宅の高断熱化、高効率設備により消費エネルギーを減らし、太陽光パネルにより再生可能エネルギーをつくることで、年間のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅

企業ができること

エネルギーの見える化

- CO₂ 排出量の見える化
- 専門家による省エネルギー診断
- エネルギーマネジメントシステムの導入

設備の電化

- 電気自動車の購入、充電スポットの設置
- 各種設備の電化

エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 照明の LED 化、空調等の更新

再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備の導入（建屋・敷地）
- 再エネ電力の購入

行政ができること

エネルギーの節約

- 節電（不要な照明の消灯、待機電力の削減等）
- 庁内の階段利用
- 照明の LED 化、空調の更新

公共施設の省エネ化、電化

- 公用車の電化、充電スポットの設置

再生可能エネルギーの導入

- 太陽光発電設備の導入（建屋・敷地）
- 再エネ電力の購入

市民や企業への情報発信

- 市民、企業向けの省エネ等に関する情報発信
- 国や県の各種支援の情報発信

ライフスタイルを脱炭素化するための取組み例



資料) 環境省「令和3年版 環境・循環型社会・生物多様性白書」

1. 学ぶ場・機会の創出

① 世代や興味・関心に応じた学習機会の創出

環境問題は、日常生活に密着したものから、地球温暖化対策や生物多様性保全など世界レベルの内容まで幅広いことが特徴です。価値観やライフスタイルが多様化している現在、個々人の興味・関心も多様化しています。そのため、幅広いテーマ・内容での学習機会を市民に提供していきます。また、2006（平成 18）年改正の教育基本法、2007（平成 19）年改正の学校教育法において、環境教育は、学校教育の目標の 1 つとして位置づけられていることから、自然体験やワークショップなど、関係団体と連携した環境学習を実施します。

② 市民の自発的な環境学習活動の促進

幅広い環境問題に対応していくためには、市民が自ら考え行動していくことが非常に重要となります。それぞれの興味・関心に応じて、自発的な環境学習が行えるよう、市の生涯学習施設の維持、効果的な情報発信など、行政が活動に対する側面的な支援を充実していきます。

2. 活動主体の多様化の促進

① あらゆる世代の環境保全活動への参加促進

環境活動に関しては、参加意向は持ちながらも実際の行動に移せていない層が多いことが分かっています。そのような層の参加を促すために、初めの 1 歩を気軽に踏み出せるような情報交換の場の創設や、スポーツやゲーム感覚で参加できるイベントを開催するなど、参加の窓口を広げていきます。

② 市民、学校、企業などの交流促進

地域活動を牽引する人材の高齢化など、地域活動の維持が重要な課題となっています。市民、企業、環境団体、学校、行政など各主体の交流を促進し、相互に関わることで場面に応じてそれぞれが連携できる体制づくりを促します。



直方市環境基本計画策定経緯

開催日時	会議名称	会議内容
令和 5 年 1 月 19 日	令和 4 年度 第 1 回環境審議会	● 環境審議会委員委嘱状交付 ● 会長並びに副会長選出 ● 概要説明 （直方市環境基本計画、直方市環境保全行動計画、直方市審議会） ● 第 2 次直方市環境保全行動計画の進捗状況報告 ● 重点プロジェクト報告 ● 地球温暖化対策実行計画（事務事業編）報告
令和 5 年 9 月 1 日	令和 5 年度 第 1 回環境審議会	● 委員の変更及び委嘱について ● 令和 4 年度基礎調査報告 市民アンケート調査結果 事業者アンケート調査結果 市民ワークショップ 温室効果ガス排出量の推計 ● 第 3 次環境基本計画骨子（案）について
令和 5 年 12 月 12 日	令和 5 年度 第 2 回環境審議会	● 委員の変更及び委嘱について ● 環境審議会への諮問について ● 第 3 次環境基本計画素案の審議
令和 6 年 1 月 16 日～ 1 月 26 日	令和 5 年度 第 3 回環境審議会 （書面開催）	● 第 3 次環境基本計画素案の審議
令和 6 年 2 月 1 日～ 2 月 29 日	パブリックコメント の実施	● 市報及びホームページに募集期間、 意見提出方法等を記載 ● 基本計画（案）はホームページに掲載及び窓口での閲覧
令和 6 年 3 月 15 日	令和 5 年度 第 4 回環境審議会	● パブリックコメント結果及び諮問に対する答申について ● 環境保全行動計画の進捗状況について ● 保全行動計画の追記について